3 中川まちづくりプラン【歩行者・自転車の安全】

1 基本認識

- ・自転車はエコロジーであり、車を比較的使わない近距離移動には利便性の良い乗り物である。
- ・自転車が走行できるのは、自転車・歩行者専用路と車道が原則である。例外的に、歩道を自転車で走れるのは 13 歳未満の子供、70 歳以上の高齢者と幼児を保護して乗せた自転車である。また、緑道・公園は自転車の走行は禁止されている。

2 問題点と解決策

都筑区役所で「歩行者・自転車の安全事業」の中川駅周辺対策が検討され、中川まちづくりプラン検討内容をインプットした。それらの意見を反映した修正案が出され、4月以降導入の予定である。

改善項目	検討会で出された実情と意見	解決の方向性	地域行政の担当	初年度実施	区役所の対応方針
商業地区内自	(意見)	・徐行の路面標示	ぐるっと緑道		・地域の自治会町内
転車•歩行者専	自転車・歩行者専用路の歩道橋を高	・プランターを置くなど物理的に	• 商業地区振興会		会の要望であれば、
用路の安全対	速で下る自転車が人と交錯して危険	徐行を促す。 ⇒減速対策を地域	• 都筑土木事務所		路面標示を設置す
策	である。	と協議(区案)			ることは可能です。
	(実情)	・徐行の路面標示をする(表示が	ぐるっと緑道		・プランターの維持
	自転車・歩行者専用路の花と香りの	多いと美観を損ねる)。	• 商業地区振興会		管理を自治会町内
	みち、坂道を自転車が高速で走り人	・プランターを置くなど物理的に	• 都筑土木事務所		会やハマロード・サ
	と交錯し危険である。	徐行を促す。 ⇒減速対策を地域			ポーターなど地域
	(意見)	と協議(区案)			で継続的に行うと
	自転車と歩行者の区分は逆に自転車				いうことであれば、
	がスピードを出し、危険が多いと思				プランターは土木
	われる。				事務所で用意し
					ますのでご相談く
					ださい。なお、プラ
					ンターの設置によ
					り、車いすやベビー
					カー等の通行の妨

改善項目	検討会で出された実情と意見	解決の方向性	地域行政の担当	初年度実施	区役所の対応方針
					げになる可能性が
					あることにはご留
					意ください。
					2
	(実情)	・自転車が車道に下りられるよう	・ぐるっと緑道		・現地を調査し、必
	商業地区内の自転車・歩行者専用路	歩道に切欠きを設ける。	• 商業地区振興会		要と思われる箇所
	から一般道に入る場所は必ず歩道が	・自転車が歩道を通らざるを得な	• 都筑土木事務所		には対応を検討い
	あり、車道に下りようと思っても1	い場所は歩道を広く改善する。			たします。なお、歩
	5センチ段差や植栽があり歩道を走				道の平坦部をでき
	らざるを得ない。				るだけ確保するた
					め。急勾配の特殊な
					縁石を使用いたし
					ます。
					1
センター北へ	(実情)	・中川駅とセンター北を結ぶ都市	ぐるっと緑道		・自転車レーンなど
向かう道路の	・商業地区の裏側外周道路は広いが、	計画道路 3·4·37 中川牛久保線 (W	• 中川西町内会		の地域ごとの対応
安全対策	商業地区内の自転車・歩行者道路を	=18m)の路肩部自転車専用通行	• 牛久保西町内会		には、国の補助金獲
	安全のために、通過道路として使う	帯の設置及び路肩をカラー化す	・ガーデンヒルズ		得、警察との調整等
	自転車もある。	る。⇒中川/柚木、中川駅/不動谷	自治会		が条件となってお
	(意見)	の幹線道路で実施(区案)	サントウール自		り、10年くらいの
	・中川駅周辺住宅地とセンター北へ	・中川駅周辺道路の車線部ピクト	治会		スパンで実現を図
	の自転車利用需要が大中川住居地域	グラム(路面標示)を設置する。	・小学校		っていく。自転車レ
	と隣駅センター北の大規模商業地域	・植栽部の利用などにより 1.5m 歩	• 中川西中学校		ーンはセンター南
	への利用結びつきが強く、交通手段	道に拡幅する。	• 都筑土木事務所		の設置部分の延長
	として歩行・自動車・鉄道があるが、	・講習・チラシ・学校等で自転車			に優先順位を置い

改善項目	検討会で出された実情と意見	解決の方向性	地域行政の担当	初年度実施	区役所の対応方針
	小トリップのため自転車利用ニーズ	走行・駐輪のマナーを徹底する。			ている。
	が非常に高い。	⇒実施する(区案)			(2016/12/13 土木
	・交通事故対策として自転車の歩道	・自転車通行・駐輪場マップ等で			説明会回答)
	乗り入れが禁止されたため、道路車	の周知安全な推奨路を設定する。			•区内全市立小中学
	道上で自動車と混在し事故等安全上	⇒実施する(区案)			校の全校児童に、自
	不安が残る。				転車通行のルール
	・子供や子供を乗せた自転車は歩道				やマナーをまとめ
	走行が可能であるが、1.5m 歩道では				たリーフレットを
	危険である。				配布しています。あ
					わせて、引き続き、
					各小学校のスクー
					ルゾーンや防犯対
					策協議会、区民向け
					イベントを通じて、
					自転車利用のマナ
					ー啓発を行ってい
					きますので、他に効
					果的なイベントが
					ございましたらお
					声かけください。
緑道の安全対	(実情)	・場所を限定して自転車走行、押	・ぐるっと緑道		・緑道、公園内の自
策	・緑道・公園内は自転車走行禁止と	し歩きを認める。 ⇒山崎公園プー	・ガーデンヒルズ		転車の押し歩きに
	なっているが、一般道を使うと遠回	ル横歩道、くさぶえのみち(牛久	自治会		ついては条例上も
	りをしなくてはならない為、横断す	保3丁目)に自転車通行可能路を	・山崎公園愛護会		問題ございません。
	る緑道を自転車走行するケースが多	設ける(区案)	・牛久保西2、3		サイン等について
	٧٠°	・自転車進入禁止の立札を立てる。	丁目愛護会		は、今後の改良工事
	・一般道から緑道、公園に入る道に		·牛久保西町内会		等の機会に対応を

改善項目	検討会で出された実情と意見	解決の方向性	地域行政の担当	初年度実施	区役所の対応方針
	自転車走行禁止の立札の無いところ		・都筑土木事務所		検討いたします。
	が多いので、周知できていない。				3
					9
商業地区内駐	(実情)	・店舗の駐輪場増設(共用する仕	• 商業地区振興会	・大久保第5ビル後退	
輪対策	・中川駅周辺は放置自転車禁止区域	組み)によって道路への駐輪の減	・ぐるっと緑道	地を自転車駐輪可と	
	になっているが、買い物など短時間	少を図る。	• 都筑土木事務所	した	
	の駐輪に関しても、自転車を即時移	・安全上問題がない場所について			
	動保管されて、困っている。 12 m	は、短時間の駐輪についは厳格			
	幅もある花と香りのみち、駅前の一	に規制しないなど行政の運用上			
	部は、美観、安全上駐輪が問題にな	の工夫が必要である。			
	らない場所がある。	・公用地での駐輪可能箇所を増設			
	・商業店舗(マルエツ、パレット等)	する。			
	には駐輪場があり、有効利用されて	・事業者の協力を得て、各駐輪場			
	いない。また誘導もされていない。	への誘導を徹底し、歩道上の駐輪			
		場を減らす。			
その他	(追加)		・学校 PTA	・商業地区の横断歩道	
	子どもの通る横断歩道で、車が止ま		• 町内会	の調査を行った	
	らず危険		• 都筑警察署		
	(現状)		・都筑土木事務所		
	通学時は PTA, 町内会などが誘導して				
	いる				

<2年目の活動>

- ・都筑土木事務所と歩行者・自転車安全現地検討会を開催し、問題個所を明確にし、改善を図る
- ① 商業地区内の自転車・歩行者専用路と歩道の接続点の改善
- ② 商業地区内の自転車・歩行者専用路の自転車走行減速対策のプランター設置テスト実施
- ③ 緑道内横断可能個所の明確化と表示

都筑区歩行者・自転車安全計画 中川

